

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省）

制 度 名	適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは課税停止措置の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を要望する。なお、同税については、平成 23 年 3 月末まで課税停止措置が講じられている。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （▲222,400 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 適格退職年金制度を安定的に運営すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 適格退職年金は平成 24 年 3 月 31 日に制度廃止となる。適格退職年金を含む企業年金等は、公的年金の補完的役割が期待され、その重要性が一層高まっていること及び適格退職年金の現在の運用状況に鑑み、今後の適格退職年金の健全な運営を図り、その制度廃止に向けて各企業年金制度等への円滑な移行を促す観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行う必要がある。</p>		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に 適応し、国民が信頼できる税制の構築
		政策の達成目標	勤労者の退職後の生活を支える適格退職年金制度の健全な運 営を図る。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置または1年間（平成23年度末まで）の延長とする。
		同上の期間 中の達成目 標	（政策の達成目標に同じ）
		政策目標の 達成状況	平成23年度末の適格退職年金制度廃止を控え、受託件数、受 託残高が減少傾向にあるものの、確実に減税効果が認められ る。
	有効性	要望の措 置の適 用見込み	適格退職年金の積立金を受託する機関（生命保険会社、信託 会社等）に適用される。
		要望の措 置の効 果見込 み（手 段とし ての有 効性）	適格退職年金の積立金の確保が図られ、年金受給者の受給権 の保護に資するとともに、適格退職年金制度の健全な運営が図 られる。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の支 援措 置	企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等に おいて、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の 措置等 の要求 内容及 び金額	—
		上記の予 算上の 措置等 と要望 項目 との関 係	—
要望の措 置の妥 当性		公的年金の上乗せ年金である適格退職年金の健全な運営を図 ることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるととも に、勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老 後における生活の安定が図られる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適格退職年金の積立金を受託する機関（生命保険会社、信託会社等）に適用される。
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	適格退職年金の積立金の確保が図られ、年金受給者の受給権の保護に資するとともに、適格退職年金制度の健全な運営が図られる。
	前回要望時の達成目標	（政策の達成目標に同じ）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 7、8、9、11、12、16 及び 20 年度に「特別法人税の撤廃」を要望。</li> <li>・平成 10 年度に「特別法人税の課税対象を厚生年金基金並みにすること」を要望。</li> <li>・平成 13、15、17 年度に「特別法人税の課税停止の措置の延長」を要望。</li> </ul>	